



福島県外の原子力災害被災地域における 指定廃棄物・除染等に係る取組状況

令和6年9月13日
環境省

指定廃棄物とは

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故によって大気中に放出された放射性物質は、風に乗って広い地域に移動・拡散し、雨などにより地表や建物、樹木などに降下。これが、私たちの日常生活の中で排出されるごみの焼却灰、浄水発生土、下水汚泥、稲わらやたい肥などに付着し、放射性物質により汚染された廃棄物が発生。
- このうち放射性セシウム (^{134}Cs , ^{137}Cs) が一定濃度 (8,000Bq/kg) を超え、環境大臣が指定したものは、指定廃棄物として、国の責任のもとで処理。



指定廃棄物の数量（令和6年6月30日時点）

- 福島県外（1都8県）で計約2.2万トンの指定廃棄物が保管されている。

	焼却灰		浄水発生土（上水）		浄水発生土（工水）		下水汚泥 焼却灰含む		農林業系副産物 （稲わらなど）		その他		合計	
	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)	件	数量(t)
岩手県											1	1.3	1	1.3
宮城県			5	553.0					4	2,274.4	4	0.5	13	2,827.9
福島県 ^{※1}	1,509	412,441.6	36	2,445.2	11	584.1	110	8,076.9			318	15,126.1	1,984 (10)	438,673.9 (18.9)
茨城県	20	2,380.1					2	925.8	1	0.4	2	2.7	25	3,309.0
栃木県	8	1,331.4	3	105.2			8	2,200.0	26	6,507.7	5	13.7	50	10,158.0
群馬県			6	545.8	1	127.0	4	211.9			1	0.3	12	885.0
千葉県	46	2,719.4					1	542.0			17	455.2	64	3,716.6
東京都	1	980.7									1	1.0	2	981.7
神奈川県											3	2.9	3	2.9
新潟県			2	420.0									2	420.0
合計	1,584	419,853.2	52	4,069.2	12	711.1	125	11,956.6	31	8,782.5	352	15,603.7	2,156	460,976.3

※1 福島県の合計の括弧書き10件・19 t は、国以外のものにより保管されている指定廃棄物を表している。

※2 数量（t）については、小数点第二位を四捨五入。

- 指定廃棄物が排出された都道府県内で国が処理を行うこととされており、各都県ごとの状況は以下のとおり。

【宮城県・栃木県・千葉県】

長期管理施設を各県1箇所整備する方針。長期管理施設の詳細調査の候補地を国が提案するも、地元の理解が得られず調査を実施できていない。

引き続き関係自治体との対話の糸口を探りつつ、特に、宮城県、栃木県においては、地元の意向を踏まえ、それぞれの地域において切迫した以下の課題への対応を実施中。

宮城県：指定廃棄物以外の農林業系廃棄物の処理を優先して実施中。

栃木県：農業系指定廃棄物の保管農家の負担軽減のため、市町単位で公有地等への暫定集約を実施中。

【群馬県・茨城県】

長期管理施設を整備する方向で検討が進められていたが、市町村長会議の議論の結果、現地保管を継続し、8,000Bq/kg以下に自然減衰後、段階的に既存の処分場等で処理する方針となった。

【その他の都県】

既存の管理型最終処分場を用いて処分する方針。

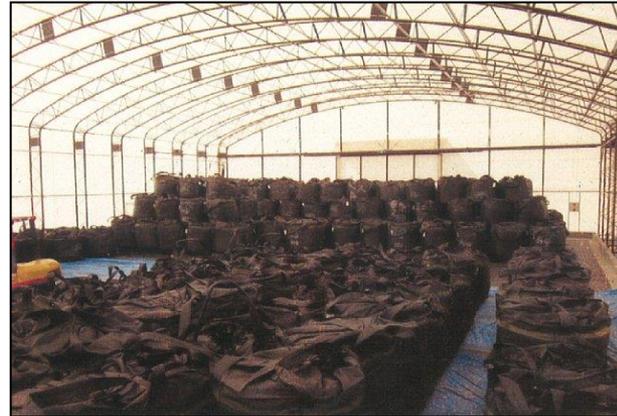
福島県外における指定廃棄物の処理等に向けた取組状況（2 / 2）

- 指定廃棄物の処理が行われるまでは一時保管者に保管いただいている。地方環境事務所が保管状況の確認を定期的に行い、指定廃棄物が放射性物質汚染対処特措法で定める基準等に従って適正に保管されていることを確認。保管状況の改善等が必要になった場合は、国が財政面においても対応。

【指定廃棄物の保管状況の例】



焼却灰



下水汚泥



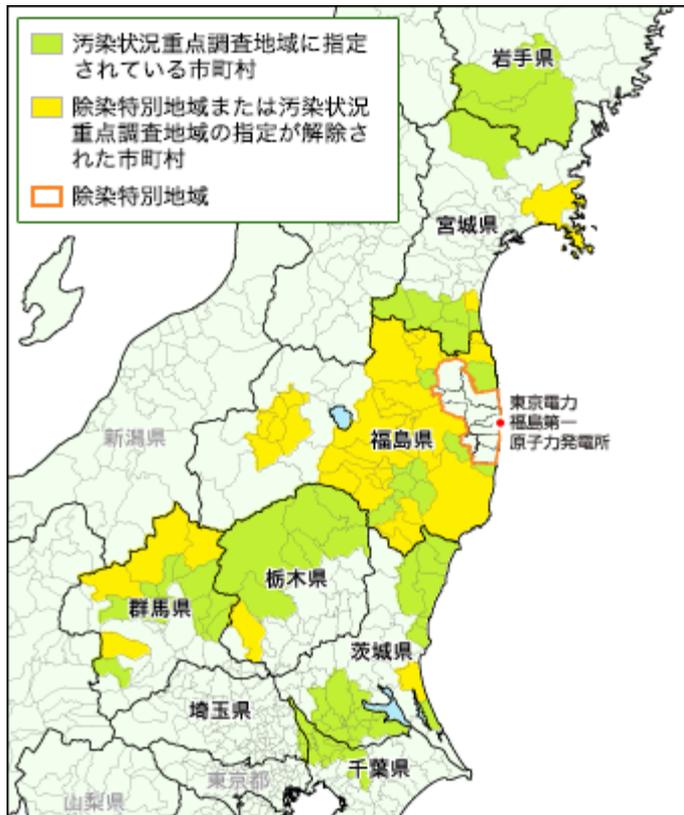
農林業系廃棄物

- 減衰して8,000Bq/kg以下になった指定廃棄物の指定取消しの仕組み（保管者等と協議の上で実施、これにより廃棄物処理法に基づく処分可能）を平成28年に導入。

福島県外における除染実施状況（1 / 2）

- 7県（岩手県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県）63市町村が放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染状況重点調査地域として指定を受け、うち7県57市町村において除染を実施。
- うち7県54市町村において、除染により生じた除去土壌等（除去土壌及び除染廃棄物）を保管中（現場保管・仮置場）。

【汚染状況重点調査地域等】



【除去土壌等の県別保管量（令和6年3月末現在）】

県名	除去土壌等	
	保管量	保管箇所数
岩手県	約26,600m ³	315
宮城県	約97,200m ³	699
茨城県	約56,400m ³	1,041
栃木県	約181,600m ³	25,904
群馬県	約5,200m ³	762
埼玉県	約7,300m ³	48
千葉県	約98,600m ³	1,668
合計	約473,000m ³	30,437

- 除去土壌の埋立処分基準等について今年度中に策定予定（除染廃棄物の処分基準は既に策定済）。
- これを受けて除染実施者（主に市町村）による埋立処分等が進むことが期待される。なお、埋立処分等実施後も一定期間の管理が必要なため、その間も市町村等に対する技術的・財政的支援が必要と考えられる。

【除去土壌等の処分スキーム】

